

○姫路市給水条例

昭和36年7月5日

条例第21号

改正 昭和39年12月28日条例第70号

昭和40年4月1日条例第19号

昭和40年12月28日条例第63号

昭和41年12月28日条例第50号

昭和42年2月28日条例第4号

昭和43年4月1日条例第31号

昭和43年12月27日条例第69号

昭和47年12月25日条例第43号

昭和50年12月27日条例第57号

昭和52年4月1日条例第25号

昭和54年12月25日条例第41号

昭和59年3月28日条例第15号

昭和60年6月29日条例第21号

昭和62年12月21日条例第45号

平成4年3月26日条例第4号

平成8年3月26日条例第20号

平成9年3月31日条例第12号

平成10年3月26日条例第14号

平成12年3月29日条例第37号

平成12年12月20日条例第68号

平成13年3月28日条例第25号

平成14年12月17日条例第45号

平成17年12月20日条例第96号

平成19年6月25日条例第48号

平成21年3月25日条例第20号

平成21年3月25日条例第21号

平成22年3月29日条例第18号

平成25年3月27日条例第23号

平成25年12月20日条例第73号

平成27年12月21日条例第72号

平成31年3月27日条例第50号

令和元年6月26日条例第12号

令和元年12月24日条例第40号

令和3年12月22日条例第54号

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 給水装置の工事及び費用（第5条—第19条）

第3章 給水（第20条—第25条）

第4章 料金、分担金及び手数料（第26条—第36条）

第5章 管理（第37条—第42条）

第6章 補則（第43条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、別に定めのあるもののほか、姫路市が経営する水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用の負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

（給水装置の定義）

第3条 この条例で給水装置とは、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種類）

第4条 給水装置は次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 1戸又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2戸以上で共同使用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

（給水装置の新設等の申込み）

第5条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」

という。)第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去をしようとする者(以下「申請者」という。)は、上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(新設等の費用負担)

第6条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置の新設、改造、修繕又は撤去をする者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認められたものについては、市においてその費用を負担することができる。

(設計及び工事の施行)

第7条 給水装置に係る工事(以下「工事」という。)は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。以下同じ。)を受け、かつ、工事完成後に管理者の工事検査(以下「完成検査」という。)を受けなければならない。

3 管理者は、工事の施行に当たり、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

4 管理者は、設計、設計審査、完成検査、指定給水装置工事事業者の指定及び指定給水装置工事事業者証の交付について、それぞれ手数料を徴収する。

5 指定給水装置工事事業者は、工事の施行について第三者に損害を及ぼしたときは、当該指定給水装置工事事業者の責任において処理しなければならない。

(給水管及び給水用具の指定)

第8条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーター(以下「メーター」という。)までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(鉄管工試験)

第9条 管理者は、配水管への取付口からメーターまでの口径75ミリメートル以上の給水管を用いた工事に必要な技能を判定するため、管理者が別に定めるところにより、鉄管工試験を実施することができる。

2 管理者は、前項の鉄管工試験について、手数料を徴収する。

(工事費の算出方法)

第10条 管理者が施行する工事の費用は、次の合計額とする。

(1) 材料費

(2) 労力費

(3) 道路復旧費

(4) 運搬費

(5) 工事監督費

(6) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、工事について特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項の費用の算出に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

第11条から第17条まで 削除

(工事費の前納)

第18条 管理者が工事を施行するときは、申込者は工事費の概算額を指定する期日までに前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算額は、工事の完成後に精算し、過不足があるときは、これを還付又は追徴する。ただし、その額がこれに要する費用の実費に満たないときは、還付又は追徴しないことができる。

3 給水装置の所有権は、工事費を完納するまで市に留保し、工事費を滞納したときは給水装置を撤去することができる。この場合において、これがため市に生じた損害は、申込者に賠償させる。

4 工事費完納前における給水装置の管理は、申込者の責任とする。

5 工事費概算額の通知を発した日から30日以内に第1項の概算額を納付しないときは、申込みを取り消したものとみなす。

6 管理者は、第7条第1項の規定による工事施行に際し申込者、給水装置の使用者（以下「使用者」という。）又は給水装置の所有者（以下「所有者」という。）の責めに帰

すべき理由のため工事に着手することができないとき、又は中止したときは、これに対する損害を申込者に賠償させることができる。

(給水装置の変更)

第19条 配水管の移転その他の理由によって、給水装置に変更を加える必要が生じたときは、所有者の同意がなくても、管理者が施行することができる。

2 前項の工事に要する費用は、原因者の負担とする。

第3章 給水

(給水の原則)

第20条 給水は、災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事由及び法令又はこの条例の規定による場合のほか制限し、又は停止することはない。

2 管理者は、給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。

3 給水の制限、停止、断水又は漏水のため損害を生ずることがあっても、市はその責めを負わない。

(給水契約の申込み)

第20条の2 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ、管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(共用給水装置の設置及び使用)

第20条の3 共用給水装置は、管理者が必要と認めた者でなければ、設置し、又は使用することができない。

(所有者の代理人)

第20条の4 市内に居住しない所有者及び管理者が必要と認めた所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する者の中から代理人を定め、連署で管理者に届け出なければならない。

2 管理者は、前項の代理人を不相当と認めたときは、これを変更させることができる。

(総代人)

第20条の5 次の各号のいずれかに該当するときは、総代人を選定し、管理者に届け出なければならない。

(1) 給水管を共有するとき。

(2) 共用給水装置を使用するとき。

(3) その他管理者が必要と認めたとき。

2 総代人は、料金の取りまとめその他共用給水装置の使用についての事項を処理しなければならない。

3 管理者は、第1項の総代人を不相当と認めたときは、これを変更させることができる。
(メーターの設置)

第21条 給水量は、市のメーターにより計量する。

2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は管理者が定める。
(メーターの保管)

第22条 メーターは、管理者が設置して、使用者又は所有者に貸し付ける。

2 前項の規定によりメーターの貸付けを受けた者(以下「保管者」という。)は、メーターを良好な状態で保管し、かつ、検針、検査、修繕等のためメーターの設置場所に容易に出入りできるようにしなければならない。

3 保管者が前項の管理義務を怠ったためにメーターを亡失又は損傷した場合は、管理者が定める損害額を弁償しなければならない。

(届出)

第23条 使用者、総代人、所有者又は代理人(以下「水道使用者等」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

(1) 給水装置の使用を開始、中止又は廃止しようとするとき。

(2) 給水装置の用途を変更しようとするとき。

(3) 消防演習のため私設消火栓を使用しようとするとき。

(4) 市が供給する水とそれ以外の水を併用しようとするとき(給水装置に設置されたメーターの口径が30ミリメートル以下であるとき、又は飲用に供しないときを除く。)

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、管理者に届け出なければならない。

(1) 消防のため、私設消火栓を使用したとき。

(2) 給水装置の所有権に変更があったとき。

(3) 使用者、代理人又は総代人に変更があったとき。

(4) 所有者、代理人又は総代人の住所に変更があったとき。

3 前2項の規定による届出に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

4 正規の届出をしないで給水装置を使用した者は前使用者に引き続いて使用したものとみなす。

(私設消火栓)

第24条 私設消火栓は、消防又は消防演習の場合のほか使用してはならない。

- 2 消防演習のため私設消火栓を使用するときは、管理者の指定する職員の立会がなければならない。

(水道使用者等の管理上の責任)

第24条の2 水道使用者等は、水が汚染し、又は漏れないよう給水装置を管理し、水質又は給水装置に異状があると認めるときは、直ちに修繕その他必要な処置を管理者に請求しなければならない。

- 2 管理者は、前項の規定による請求がない場合であっても、必要があると認めるときは、修繕その他必要な処置をすることができる。
- 3 前2項の修繕その他に要した費用及び管理義務を怠ったため生じた損害は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者の認定により、これを減額し、又は免除することができる。
- 4 前項の修繕その他に要した費用の算出方法については、第10条の規定を準用する。

(家族等の行為に対する責任)

第24条の3 使用者又は所有者は、その家族、同居人、使用人等の行為についても、この条例に定める責任を負わなければならない。

(権利義務の継承)

第24条の4 給水装置の所有権を継承した者は、これに附随する一切の権利義務もともに継承したものとみなす。

(給水装置及び水質の検査)

第25条 給水装置又は水質について水道使用者等から検査の請求があったときは、管理者は検査を行い、その結果を請求者に通知する。

- 2 前項の検査について特別の費用を要する場合は、その実費を検査の請求者から徴収する。

第4章 料金、分担金及び手数料

(料金)

第26条 水道料金（以下「料金」という。）は、基本料金と従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、使用者から徴収する。

- 2 基本料金は、給水装置の使用の中止又は廃止の届出がない限り、水道を使用しない場

合でもこれを徴収する。

3 基本料金及び従量料金は、次の表のとおりとする。

メーターの口径	基本料金（1戸（箇所）1月につき）	従量料金（1戸（箇所）1月使用水量1立方メートルにつき）				
13ミリメートル	914円	5立方メートルを超え	10立方メートルを超え	20立方メートルを超え	30立方メートルを超え	50立方メートルを超え
20ミリメートル	984円	10立方メートルまでの分 5円	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分 164円	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分 18円	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分 265円	50立方メートルを超える分 309円
25ミリメートル	2,510円	5立方メートルを超え20立方メートルまでの分 164円				
30ミリメートル	3,440円	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分 164円				
40ミリメートル	6,100円	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分 164円				
50ミリメートル	10,500円	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分 265円				
75ミリメートル	23,200円	50立方メートルを超える分 309円				
100ミリメートル	38,000円	150立方メートルを超える分 309円				
150ミリメートル	100,500円	300立方メートルを超える分 309円				
200ミリメートル	175,500円					

4 湯屋用の従量料金に関する前項の表の規定の適用については、同表中「164円」、「218円」、「265円」及び「309円」とあるのは、「80円」とする。

5 共用給水装置の料金は、各使用者が連帯してその納付義務を負うものとする。
（特別給水の料金）

第26条の2 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の料金は、当該各号に定める額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 給水装置を設置しないで給水した場合 1立方メートルにつき650円

(2) 消防演習のために私設消火栓を使用した場合 消火栓1個1回（5分以内）につき970円

（料金の算定）

第27条 料金は、2箇月ごとに、使用水量を計量し、その水量によって料金を算定する。

2 前項の使用水量は、各月均等とみなす。

3 第1項の規定にかかわらず、管理者が必要と認めたときは、料金は毎月使用水量を計量し、その水量によって料金を算定することができる。

（使用水量の認定）

第28条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用水量を認定する。

(1) メーターに異状があったとき。

(2) 給水装置の破損のため多量に漏水したと認めたとき。ただし、第24条の2第1項による請求をしないもの又は故意による破損の場合はこの限りでない。

(3) 消防のため使用したとき。

(4) その他使用水量が不明のとき。

（1個のメーターで2戸（箇所）以上を計量する場合）

第29条 主として一般住宅用に供するもので1個のメーターで2戸（箇所）以上の使用水量を計量するときの料金は、各戸（箇所）の使用水量は均等とみなし、かつ、口径20ミリメートル（設置されたメーターが口径13ミリメートルのものであるときは、口径13ミリメートル）のメーターが各戸（箇所）に設置されたものとみなして、各戸（箇所）ごとに計算した額の合計額とする。ただし、管理者において適正でないときは、この限りでない。

（中高層集合住宅の料金の算定等の特例）

第29条の2 管理者は、第26条及び前条の規定にかかわらず、受水槽を有する中高層集合住宅及び住宅団地で、建物及び受水槽以下の装置が、管理者が別に定める条件に適合するときは、所有者又は使用者の申請に基づき、管理者が別に定める方法により各戸（箇所）ごとの料金を算定し、当該料金を当該各戸（箇所）ごとの利用者から徴収することができる。

(1戸に2個以上のメーターがある場合)

第30条 1戸に2個以上のメーターを設置したものは、メーターごとに料金を算定し、徴収する。

(特別な場合における料金の算定)

第31条 月の中途において、給水装置の使用を開始、中止若しくは廃止したとき又は給水を停止したときの料金は、1月分として計算する。

2 月の中途でメーターの口径を変更したときの料金は大きい方の口径により計算する。

3 月の中途において用途を変更した場合は、使用日数の多い用途の料金を適用する。ただし、使用日数が等しいときは、変更後の用途の料金を適用する。

4 使用中止又は廃止の届出がないため、第40条の規定に該当すると認められる場合において、使用の中止又は廃止があったと認定される月に係る料金は、1月分として計算する。

(料金の徴収)

第32条 料金は、2箇月分をまとめて徴収する。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。

2 給水装置の使用を中止し、又は廃止し、若しくは給水を停止したときは、その都度料金を算定し徴収する。

(徴収後の料金の増減)

第33条 料金徴収後、その額に増減ができたときは、その差額を追徴し、又は還付する。ただし、次回徴収の料金で精算することができる。

(料金の前納)

第34条 管理者が必要と認めたときは、給水の申込みの際、料金を前納させることができる。

2 前項の料金は、使用中止又は廃止の届け出があったとき精算する。ただし、届出がなくても管理者が使用中止又は廃止の状態にあると認めたときはこれを精算する。

(分担金)

第34条の2 分担金は、次の表メーターの口径の項に掲げる区分に応じそれぞれ金額の項に定める額に100分の110を乗じて得た額とし、給水装置の新設及び増径工事の申込者から徴収する。この場合において、増径工事の申込者から徴収する分担金は、新口径に係る分担金と旧口径に係る分担金との差額とする。

メ	13ミ	20ミ	25ミ	30ミ	40ミ	50ミ	75ミ	100	150	200
---	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

一 タ ー の 口 径	リメー トル	リメー トル	リメー トル	リメー トル	リメー トル	リメー トル	リメー トル	ミリメ ートル	ミリメ ートル	ミリメ ートル
金 額	51,400円	137,100円	238,000円	361,900円	742,800円	1,238,000円	3,428,500円	6,952,300円	19,047,600円	40,000円

2 分担金は、給水工事申込みの際徴収する。ただし、管理者が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 既納の分担金は、還付しない。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

(工事負担金)

第34条の3 管理者は、住宅団地の造成その他による新たな給水の申込みがある場合には、その申込者から給水に应ずるために必要な配水管その他の水道施設（以下「配水管等」という。）の建設費、増強費その他の経費の全部又は一部の額を工事負担金として徴収することができる。

2 管理者は、将来の給水に应ずるため先行して配水管等を設置した場合には、完成後の当該施設から給水を受ける住宅団地の造成その他による新たな給水の申込者から、当該施設の設置に要した費用の総額を超えない範囲の額を工事負担金として徴収することができる。

3 前2項の工事負担金の算定方法は、管理者が別に定める。

4 工事負担金は、給水の申込みの際前納しなければならない。ただし、管理者が必要がないと認めるときは、この限りでない。

5 既納の工事負担金は、還付しない。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

(手数料)

第35条 手数料は、次のとおりとし、第1号から第7号までの手数料については申込みの際に、第8号の手数料については申込み後最初に徴収される料金と併せて申込者からこれを徴収する。ただし、管理者が必要がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 設計手数料及び設計審査手数料（1件につき）

口径	手数料	
	新設（メーターの口径による）	増設（最大管口径による）
25ミリメートル以下	600円	400円
30ミリメートルから50ミリメートルまで	3,000円	2,000円
75ミリメートル以上	6,000円	4,000円

ただし、特殊の工事については、類似工事の手数料額を適用する。

(2) 完成検査手数料（1件につき）

口径	手数料	
	新設（メーターの口径による）	増設（最大管口径による）
25ミリメートル以下	1,500円	1,000円
30ミリメートルから50ミリメートルまで	8,000円	5,000円
75ミリメートル以上	15,000円	10,000円

ただし、特殊の工事については、類似工事の手数料額を適用する。

(3) 指定給水装置工事事業者指定手数料 1件につき15,000円

(4) 指定給水装置工事事業者指定更新手数料 1件につき15,000円

(5) 指定給水装置工事事業者証交付手数料 1件につき1,000円

(6) 鉄管工試験手数料 1回につき4,000円

(7) 諸証明手数料 1件につき300円

(8) 開栓手数料（給水装置の新設時を除く。） 1件につき1,000円

2 特別の費用を要する場合は、その実費を加算して徴収する。

3 既納の手数料は、還付しない。

（料金等の減免）

第36条 料金は第20条の規定により給水を制限し、又は停止したときでも減免しない。

2 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるものについては、この条例により納入しなければならない料金、手数料、その他の費用を減免することができる。

第5章 管理

（検査等及び費用の負担）

第37条 管理者は、管理上必要と認めるときは、給水装置を検査し、使用者又は所有者

に適切な処置をさせることができる。

2 使用者又は所有者が前項の処置をしないときは、管理者がこれを行うことができる。

3 前項の処置に要した費用は、使用者又は所有者の負担とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第37条の2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第4条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、管理者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

3 前項ただし書の規定による確認に要する費用は、申込者がこれを負担する。

(貯水槽水道に関する管理者の指導等)

第37条の3 管理者は、法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道(以下「貯水槽水道」という。)の設置及び管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができる。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理に関する情報提供を行うものとする。

(貯水槽水道の設置者の責務)

第37条の4 法第3条第7項に規定する簡易専用水道(以下「簡易専用水道」という。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その簡易専用水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 貯水槽水道(簡易専用水道を除く。)の設置者は、市長が告示で定める基準に従い、その貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けるよう努めなければならない。

(給水装置の切離し)

第38条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

(1) 所有者が90日以上所在不明で、かつ、使用者がないとき。

(2) 給水装置が使用廃止の状態にあつて将来使用の見込みがないと認めるとき。

2 前項の切離しに要する費用は、所有者の負担とする。

(停水処分)

第39条 管理者は、この条例により納入すべき料金、手数料、工事費、賠償費等を期限内に納入しないときは、完納するまで給水を停止することができる。

2 共用給水装置を使用する場合、その使用者の一部がこの条例に違反したときは、全部の給水を停止することができる。

3 2以上の給水装置を使用する者がそのいずれかについてこの条例に違反したときは、その者が使用する給水装置の全部に対して給水の停止を行うものとする。

(違反処分)

第40条 次の各号のいずれかに該当するときは、その理由が継続する間給水を停止し、50,000円以下の過料を科し、損害があつたときは、これを賠償させることができる。

(1) 料金、分担金又は手数料の徴収を免れようとして、偽りの届出その他不正の行為をしたとき。

(2) 給水を濫用し、又は管理者の許可を受けないで、これを分与、又は販売したとき。

(3) 正規の手続きを経ないで工事を行い、又は給水装置を使用したとき。

(4) 給水装置を汚染のおそれのある器物又は施設等と連結して使用する場合等において、警告を発しても、これを改めないとき。

(5) 市職員の職務の執行を拒み、又はこれを妨害したとき。

(6) 消防のためのほか、管理者に届け出ないで私設消火栓を使用したとき。

(7) その他この条例又はこの条例に基づく規程若しくは指示に違反したとき。

(開栓の費用)

第41条 停水処分を解除する場合には、これに要する費用並びに当該停水処分に要した費用を徴収することができる。

(料金を免れた者に対する過料)

第42条 偽りの届出その他不正の行為によって料金、手数料又は分担金の徴収を免れたときは、徴収を免れた金額を徴収するほか、その金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料を科することができる。

第6章 補則

(施行の細目)

第43条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 姫路市上水道条例（昭和24年姫路市条例第1号）は、廃止する。
- 3 この条例施行の際、改正前の条例によりなされた承認、許可、検査、その他の処分又は申込、届出、その他の手続は、それぞれ改正後の相当規定によりなされた処分又は手続とみなす。

(4町の編入に伴う経過措置)

- 4 家島町、夢前町、香寺町及び安富町の編入の日（以下「編入日」という。）前に旧家島町給水条例（平成10年家島町条例第4号。以下「旧家島町条例」という。）、旧夢前町上水道及び簡易水道給水条例（昭和38年夢前町条例第13号。以下「旧夢前町条例」という。）、旧香寺町給水条例（平成10年香寺町条例第4号。以下「旧香寺町条例」という。）又は旧安富町水道事業給水条例（平成10年安富町条例第2号。以下「旧安富町条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 5 編入前の夢前町、香寺町及び安富町の区域において、平成21年3月31日までに使用する水道の料金（臨時的な使用に係る料金を除く。）については、この条例の規定にかかわらず、それぞれ旧夢前町条例、旧香寺町条例又は旧安富町条例の例による。
- 6 前項の料金の算定の基礎となる使用水量について、その使用期間が平成21年4月1日前から同日以後に引き続くものであるときは、当該使用水量に係る料金は、各日の使用水量を均等とみなし、日割りで算定する。
- 7 編入前の家島町の区域において、次に掲げる期間に使用する水道の料金（臨時的な使用及び附則第9項に規定する使用に係る料金を除く。）については、この条例の規定にかかわらず、当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 編入日から平成18年3月31日まで 旧家島町条例の例による。
 - (2) 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで 次に掲げる料金と量水器使用料金の合計額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

ア 料金

(口径13ミリメートル)

区分	使用水量	料金
----	------	----

基本料金	10立方メートルまで	月額	1,700円
従量料金	10立方メートルを超える	1立方メートルにつき	280円

(口径20ミリメートル以上)

区分	使用水量	料金	
基本料金	10立方メートルまで	月額	4,300円
従量料金	10立方メートルを超える	1立方メートルにつき	280円

イ 量水器使用料金

量水器口径区分	金額(1個1月につき)
20ミリメートル	200円
25ミリメートル	300円
30ミリメートル	400円
40ミリメートル	500円
50ミリメートル	2,000円
75ミリメートル	3,000円
100ミリメートル	5,000円

8 前項の料金の算定の基礎となる使用水量について、その使用期間が平成18年4月1日前から同日以後に引き続くものであるとき、又は平成21年4月1日前から同日以後に引き続くものであるときは、当該使用水量に係る料金は、各日の使用水量を均等とみなし、日割りで算定する。

9 編入前にした旧家島町条例、旧夢前町条例、旧香寺町条例又は旧安富町条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、それぞれそれらの条例の例による。

10 編入前の家島町の区域において、船舶用給水機器を利用して行う給水についての第26条の2の適用については、同条第1号中「580円」とあるのは、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間は「480円」と、同年4月1日から平成30年3月31日までの間は「530円」とする。

附 則(昭和39年12月28日条例第70号)

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則(昭和40年4月1日条例第19号)

1 この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

2 [略]

附 則（昭和40年12月28日条例第63号）

- 1 この条例は、昭和41年2月1日から施行する。
- 2 この条例施行の日以後、最初に計量し徴収する料金の算定の基礎となるべき水量は、各日均等に使用されたものとみなす。

附 則（昭和41年11月28日条例第50号）

- 1 この条例は、昭和42年1月1日から施行する。
- 2 〔略〕

附 則（昭和42年2月28日条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和42年3月5日から施行する。
- 2 〔略〕

附 則（昭和43年4月1日条例第31号）

- 1 この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭和43年12月27日条例第69号）

この条例は、昭和44年2月1日から施行する。ただし、料金に関する改正規定は、昭和44年4月1日以降計量の分から適用する。

附 則（昭和47年12月25日条例第43号）

この条例は、昭和48年1月1日から施行する。

附 則（昭和50年12月27日条例第57号）

この条例は、昭和51年2月1日から施行する。ただし、料金に係る改正規定は、昭和51年4月1日以降計量分から適用する。

附 則（昭和52年4月1日条例第25号）

- 1 この条例は、昭和52年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の姫路市給水条例第34条の3の規定並びに第35条第1項第1号及び第2号の規定は、施行日以後の申込みに係る工事負担金又は手数料について適用し、施行日以前の申込みに係る分については、なお従前の例による。

附 則（昭和54年12月25日条例第41号）

- 1 この条例は、昭和55年2月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の姫路市給水条例（以下「新条例」という。）第26条第3項、第4項及び第5項並びに第26条の2第1項及び第2項の規定は、昭和55年4月1日以降の計量分から適用する。

- 3 新条例第34条の2第1項の規定は、施行日以後の申込みに係る分担金について適用し、施行日前の申込みに係る分については、なお従前の例による。ただし、施行日前の申込みに係る給水工事の竣工届が施行日以後3月以内に提出されないときは、当該工事の申込みは取り消されたものとみなす。

附 則（昭和59年3月28日条例第15号）

- 1 この条例は、昭和59年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の姫路市給水条例の規定は、施行日以後の使用に係る料金について適用し、施行日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 料金算定の基礎となる使用水量について、その使用期間が施行日前から施行日以後に引き続くものであるときは、当該使用水量に係る料金は、各日の使用水量を均等とみなし、日割りで算定する。

附 則（昭和60年6月29日条例第21号）

この条例は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則（昭和62年12月21日条例第45号）

- 1 この条例は、昭和63年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の姫路市給水条例（以下「新条例」という。）第26条第3項、第4項及び第5項並びに第26条の2第1項及び第2項の規定は、施行日以後の使用に係る料金について適用し、施行日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 料金算定の基礎となる使用水量について、その使用期間が施行日前から施行日以後に引き続くものであるときは、当該使用水量に係る料金は、各日の使用水量を均等とみなし、日割りで算定する。
- 4 新条例第34条の2第1項の規定は、施行日以後の申込みに係る分担金について適用し、施行日前の申込みに係る分担金については、なお従前の例による。ただし、施行日前の申込みに係る給水工事の竣工届が施行日以後6月以内に提出されないときは、当該工事の申込みは取り消されたものとみなす。

附 則（平成4年3月26日条例第4号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月26日条例第20号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日条例第12号）

- 1 この条例は、平成9年6月1日から施行する。ただし、第26条第1項及び第34条

の2第1項の改正規定は、平成9年4月1日から施行する。

- 2 この条例による改正後の姫路市給水条例第26条第3項から第5項まで並びに第26条の2第1項及び第2項の規定は、平成9年6月1日以後の使用に係る料金について適用し、同日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 料金算定の基礎となる使用水量について、その使用期間が平成9年6月1日前から同日以後に引き続くものであるときは、当該使用水量に係る料金は、各日の使用水量を均等とみなし、日割りで算定する。

附 則（平成10年3月26日条例第14号）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月29日条例第37号）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月20日条例第68号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年3月28日条例第25号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年12月17日条例第45号）

この条例は、平成15年3月31日から施行する。

附 則（平成17年12月20日条例第96号）

この条例は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成19年6月25日条例第48号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日条例第20号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日条例第21号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 29 日条例第 18 号）

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 27 日条例第 23 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 20 日条例第 73 号）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 料金算定の基礎となる使用水量について、その使用期間が施行日前から同日以後に引き続くものであるときは、当該使用水量に係る料金は、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の第 34 条の 2 第 1 項の規定は、施行日以後の申込みに係る分担金について適用し、施行日前の申込みに係る分担金については、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 12 月 21 日条例第 72 号）

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に使用されている給水装置（この条例による改正後の姫路市給水条例（以下「新条例」という。）第 3 条に規定する給水装置をいう。）の使用者、所有者、代理人又は総代人（それぞれ新条例第 18 条第 6 項、第 20 条の 4 第 1 項及び第 20 条の 5 第 1 項に規定する使用者、所有者、代理人及び総代人をいう。）に対する新条例第 23 条第 1 項第 4 号の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「平成 28 年 9 月 30 日までに」とする。
- 3 料金算定の基礎となる使用水量について、その使用期間が施行日前から施行日以後に引き続くものであるときは、当該使用水量に係る料金（新条例第 26 条第 1 項に規定する料金をいう。以下同じ。）は、なお従前の例による。
- 4 新条例第 26 条の 2 の規定は、施行日以後の使用に係る料金について適用し、施行日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。
- 5 新条例第 35 条第 1 項第 7 号の規定は、施行日前に行われた開栓については、適用しない。

附 則（平成 31 年 3 月 27 日条例第 50 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第 26 条第 1 項及び第 26 条の 2 の規定は、施行日以後の使

用に係る水道料金について適用し、施行日前の使用に係る水道料金については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、水道料金算定の基礎となる使用水量について、その使用期間が施行日前から施行日以後に引き続くものであるときは、当該使用水量に係る水道料金は、なお従前の例による。

4 この条例による改正後の第34条の2第1項の規定は、施行日以後の申込みに係る分担金について適用し、施行日前の申込みに係る分担金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年6月26日条例第12号）

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第31条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の姫路市給水条例第35条第1項第3号の規定は、この条例の施行の日以後の申込みに係る手数料について適用し、同日前の申込みに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（令和元年12月24日条例第40号）

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第26条第3項及び第4項並びに第26条の2の規定は、施行日以後の使用に係る水道料金について適用し、施行日前の使用に係る水道料金については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、水道料金算定の基礎となる使用水量について、その使用期間が施行日前から施行日以後に引き続くものであるときは、当該使用水量に係る水道料金は、なお従前の例による。

附 則（令和3年12月22日条例第54号）

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（処分等に関する経過措置）

第22条 この条例の施行前にこの条例による改正前のそれぞれの条例（以下「旧条例」という。）の規定によりされた処分その他の行為又はこの条例の施行の際現に旧条例の

規定によりされている申請その他の行為は、この条例の施行後は、この条例による改正後のそれぞれの条例の相当規定によりされた処分その他の行為又は申請その他の行為とみなす。